

特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書（概要）

1. 再商品化等基準の在り方

(1) 全体の考え方

- ・ 現行の技術水準にかんがみ、妥当な水準で再商品化等基準を引き上げる
- ・ 市町村・廃棄物処理業者等による処理についても、「再商品化等と同程度の水準に廃棄物処理法の廃棄物処理基準を強化することが適当」との考え方を踏まえ、別途検討

(2) 対象品目の範囲・分類に関する考え方

- ・ 液晶テレビ・プラズマテレビは、同一区分とする
- ・ 市町村が、小売業者に引取義務が生じない廃家電を、排出者に混乱を招くことなく確実に回収し、製造業者等へ引き渡す体制の構築及び不法投棄未然防止策の取組を引き続き進めることを前提に、小型の液晶テレビも対象品目に含める（携帯テレビ等は対象品目外とする）
- ・ 衣類乾燥機については、洗濯機と同一区分とする

(3) 素材回収効率の考え方

- ・ 金属の素材回収効率を現行の技術水準に合わせて引き上げ（現行基準 80% から 95%）
- ・ プラスチック代替品へのリサイクルに供する中・高品質なプラスチック（10 円/kg 以上で売却可能なもの）を再商品化等基準の算出対象に加える
- ・ 液晶テレビ・プラズマテレビの基板については、高品位の制御基板のみを再商品化等基準の算出対象とする
- ・ 液晶テレビ・プラズマテレビのパネル部分については、2014 年を目途にリサイクルを行うことを目標として、メーカーにおいて技術開発等を進める

2. 再商品化等基準の設定

- | | |
|-------------------|---|
| (1) エアコン | ～ 現行基準 60% から 70% へ引き上げ |
| (2) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫 | ～ 現行基準 50% から 60% へ引き上げ |
| (3) 電機洗濯機・衣類乾燥機 | ～ 現行基準 50% から 65% へ引き上げ（衣類乾燥機は新設） |
| (4) 液晶テレビ・プラズマテレビ | ～ 現時点では 50% に新規設定
（パネルリサイクル開始後は、60% に引き上げ） |
| (5) ブラウン管テレビ | ～ 将来のリサイクル需要減少リスクを踏まえ当面現状維持 |

3. 再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項

ヒートポンプ式洗濯乾燥機に使用されているフロン類について、適正な回収・破壊を義務付ける

4. その他

可能な限り平成 21 年 4 月 1 日施行を目途に、品目追加・再商品化等基準の変更等の取組を期待